平成23年８月12日
第2308号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報

■　目　次　■

告　示
○第40回採石業務管理者試験の実施（３５１・資源エネルギー産業課）……1
○基本測量実施の通知（３５２・建設管理課）……2
○建設業の許可の取り消し（３５３・山本地域振興局総務企画部）……2
○道路区域の変更（３５４・由利地域振興局建設部）……2
公　告
○土地改良区の定款変更の認可（秋田地域振興局農林部）……3
○土地改良区の土地改良事業計画の変更等の認可（秋田地域振興局農林部）……3

告　　示

秋田県告示第351号

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第１項の規定により、次のとおり第40回採石業務管理者試験を実施するので、採石法施行規則（昭和26年通商産業省令第６号）第８条の７の規定に基づき、公告する。

平成23年８月12日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

１　試験の日時及び場所

(1)　日時

平成23年10月14日（金）午前10時から正午まで

(2)　場所

秋田市山王四丁目１番１号　秋田県庁総合庁舎６階大会議室

２　試験科目

(1)　岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む）

(2)　岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破砕選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的事項）

３　受験申し込みに必要な書類

(1)　受験願書（採石法施行規則様式第９によるもの）

(2)　履歴書（採石法施行規則様式第10によるもの）

(3)　写真（手札形とし、受験願書提出前６月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）

４　受験願書用紙の公布

(1)　期間及び時間

土曜日及び日曜日を除き、平成23年８月22日（月）から同年９月９日（金）までの午前９時から午後５時まで

(2)　場所

秋田市山王三丁目１番１号　秋田県産業労働部資源エネルギー産業課

５　受験願書の受付

(1)　期間及び時間

土曜日、日曜日及び祝日を除き、平成23年９月５日（月）から同月22日（木）までの午前９時から午後５時まで

(2)　場所

郵便番号010－8572　秋田市山王三丁目１番１号　秋田県産業労働部資源エネルギー産業課

（郵送の場合は、締切日までの消印があるものに限り受け付ける）

６　受験手数料

(1)　額

8,000円

(2)　納付方法

受験願書の提出の際、秋田県証紙により納付すること。

７　合格者の発表

試験終了後15日以内に合格者に合格証を送付する。

８　開示請求の受付

⑴　開示内容

科目別得点及び総合得点

⑵　期間及び時間

土曜日、日曜日及び祝日を除き、平成23年10月25日（火）から同年11月24日（木）までの午前９時から午後５時まで

⑶　開示条件

受験者本人が来庁した場合に限り、資源エネルギー産業課内において試験の得点について口頭での請求をすることができる。

９　試験についての問い合わせ

秋田県産業労働部資源エネルギー産業課産業保安班（電話018－860－2286）

秋田県告示第352号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第１項の規定により、次のとおり国土交通省国土地理院長から基本測量実施の通知があったので、同条第３項の規定に基づき、公示する。

平成23年８月12日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

１　作業の種類

基本測量（国土調査に伴う基準点測量）

２　作業を行う地域

能代市、横手市

３　作業を行う期間

平成23年８月５日から平成24年３月９日まで

秋田県告示第353号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、公告する。

平成23年８月12日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

１　処分をした年月日

平成23年８月２日

２　処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

今野工務店

能代市浅内字成合下21番地３

今　野　　茂

秋田県知事許可（般－22）第80807号

３　処分の内容

建築工事業に係る一般建設業許可の取り消し

４　処分の原因となった事実

平成23年８月２日付けで建築工事業に係る廃業等の届出があった。

このことが建設業法第29条第１項第４号に該当する。

秋田県告示第354号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成23年８月12日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

１　道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区　　間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）

県　道	旧	象潟矢島線	A	にかほ市象潟町字上狐森12番２地先から字木戸口47番１地先まで	6.00～24.60	0.624
	新	象潟矢島線	A	にかほ市象潟町字上狐森12番２地先から字木戸口47番１地先まで	6.00～24.60	0.624
			B	にかほ市象潟町字荒屋妻12番１地先から字木戸口47番１地先まで	16.20～79.50	1.344

２　道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

⑴　場所　由利地域振興局建設部用地課

⑵　期間　平成23年８月12日から同月26日まで

公　　告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項の規定により、南秋田郡五城目土地改良区から申請があった定款変更について、平成23年８月１日認可したので、同条第３項の規定に基づき、公告する。

平成23年８月12日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第１項の規定により、南秋田郡五城目土地改良区から申請があった土地改良事業（維持管理）の変更について、平成23年８月１日認可したので、同条第11項の規定に基づき、公告する。

平成23年８月12日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

発 行 者　秋　田　県　　秋田市山王四丁目１番１号
購読料金　一ヶ月 3,675円（税込み）
印 刷 所　株式会社　松原印刷社　　秋田市山王七丁目５番29号
電話：018－862－8766　FAX：018－863－0005
URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印 刷 者　松原　繁雄　　秋田市山王七丁目５番29号